

松江市議会基本条例

平成20年12月25日

松江市条例第60号

改正 平成25年2月26日条例第3号

議会は、地方分権時代にあつて、その役割や責任が大きくなり、二元代表制の下で、多様な民意を反映し、市民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、松江市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、松江市政の事務執行の監視機能、議会の立法機能及び意思決定機能を十分に発揮し、市民福祉の向上に積極的役割を果たさなければならない。

松江市議会は、自らの創意と研さんによって国際文化観光都市・松江のまちづくりに寄与するとともに、合議制機関としての特性を最大限に生かしつつ、市民に信頼される議会とするため、ここに松江市議会基本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会活動の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき議会活動を行うものとする。

- (1) 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保することにより、市民に信頼される議会を目指すこと。
- (2) 議会は、市民の多様な意見を政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会拡充に努めること。
- (3) 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務執行の監視及び評価並びに議会の政策提言を行う機能が十分に発揮できるよう努めること。

(議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行うものとする。

- (1) 議員は、選挙によって選ばれた市民の代表であることを自覚し、地域又は支持基盤等の意向のみに拘束されることなく、市政の課題全般について市民の思いを的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 議員は、議会が言論の場であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (3) 議員は、自らの政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、研修及び研究に努めること。
- (4) 議員は、地方自治の本旨にのっとり、政策、条例、意見書等の議案を提出する努力をすること。

(議員の政治倫理)

第4条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に使用することなく、また、市民の疑惑を招くことがないよう行動しなければならない。

(会派)

第5条 議員は、議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念を共有する者で構成される会派を結成することができる。

(市民参加)

第6条 議会は、情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議、委員会その他の会議(以下「本会議等」という。)を原則公開とする。
- 3 議会は、本会議等の運営に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民等の多様な意見又は専門的知見を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願又は陳情の審査に当たっては、必要に応じて、当該請願者又は陳情者の意見を聴くことができる。

(議会報告会等)

第7条 議会は、議員と市民が市政全般にわたって情報及び意見を交換する議会報告会等の開催に努めなければならない。

(議員と市長等との関係)

第8条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、市政に関する論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- (2) 市長等は、議長又は委員長(以下「議長等」という。)の許可を得て、議員の質問に対し反問することができる。

(議会審議における論点整理)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等の発生源及び提案に至るまでの経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

(予算及び決算における説明)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めることができる。

(討議による合意形成)

第11条 議長等は、本会議及び委員会が議員による討論の場であることを十分認識し、市長等への出席要請を必要最小限にとどめるなど、議員相互間の討議を重視した運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議又は委員会において、議員、委員会及び市長が提出する議案並びに市民提案(以下「議案等」という。)を審議し結論を出す場合は、議員相互間の十分な議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(委員会審査)

第12条 委員会は、議案等の審査において可能な限り資料等を公開することにより、市民に対して分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

(政務活動費の執行及び説明責任)

第13条 議員及び会派は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行わなければならない。

2 議員及び会派は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(附属機関の設置)

第15条 議会は、議会活動に関する審査又は調査のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第16条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助するため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の利用)

第18条 議会図書室は、議員のみならず、市民の利用に供することができる。

(議会広報の充実)

第19条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の観点から市民に対して周知するため、議会広報紙の発行に努めなければならない。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する条例、規則その他の規程を制定してはならない。

(見直し手続)

第21条 議会は、1年に1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景について詳しい説明を行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月26日松江市条例第3号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

